

令和 8 年 度 第 7 回 議 事 録

笠岡市農業委員会

8 . 1 0 . 6

第 7 回笠岡市農業委員議事録

1 招集日時 令和8年10月6日 午前 9時30分

2 開会日時 令和8年10月6日 午前 9時30分

3 閉会日時 令和8年10月6日 午前10時10分

4 出席，欠席，遅参または中途退場した委員の議席番号及び氏名

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	鹿 嶋 耕 三	出	8	櫛 田 繁 造	出
2	仁井名 雅 子	出	9	佐 内 繁 文	出
3	天 野 平之進	出	10	片 岡 芳 和	出
4	北 村 昌 三	出	11	仁 科 智 之	出
5	梶 田 宏 一	出	12	守 屋 映 男	出
6	西 江 務	出	13	和 田 晃 佳	出
7	大 平 貴 之	出			

5 会議に出席した者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
推進委員	馬 上 百 生	推進委員	西 江 敬 一
推進委員	奥 野 きたこ	推進委員	藤 田 潔
推進委員	藤 原 美代子	推進委員	大 平 章 之
推進委員	大 本 憲 治	推進委員	守 屋 芳 明
推進委員	林 和 美	事務局長	向 原 学
推進委員	重 見 信 夫	主 事	竹 之 内 一志
推進委員	岡 田 晴 次	主 事	小 川 航 平
推進委員	西 山 雅 子	主事補	大 塚 芹 香

	氏 名		氏 名
傍聴人			

6 提出議案

議 案 番 号	議 題
議案第22号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第23号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第24号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第25号	農用地利用集積等促進計画（案）の作成について
報告第24号	解約証書の受理について
報告第25号	農地法施行規則該当転用届について
そ の 他	

7 会議に付した議案の経過 別紙のとおり

8 会議録署名委員の氏名

笠岡市農業委員会長

2 番委員

11 番委員

事務局	おはようございます。 ただ今から，令和８年度第７回の農業委員会を開催させていただきます。 それでは，開会にあたりまして，会長から，一言ご挨拶をお願いいたします。
会長	(会長あいさつ)
事務局長	ありがとうございました。 それではただ今から，第７回の農業委員会を開催いたします。 議事に入ります前に，本日の議事録署名人を２番仁井名雅子さん，１２番仁科智之さん，よろしくお願いします。 それでは議案の審議へ移りたいと思います。 会長，よろしくお願いします。
会長	それでは，議案第２２号「農地法第３条第１項の規程による許可申請について」，ナンバー５２号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー５２号でございます。〇〇から〇〇に参ります３条の所有権移転（売買）でございます。 本案件は，農地の管理ができなくなった譲渡人の農地を譲り受けるものです。 譲受人は数十年の農業経験があり，農機具は多数所有しております。農業には本人のみが従事予定であり，果樹を栽培予定とのことです。申請地は〇畝程であり，農機具，労働力が十分に確保されていることから，耕作管理は可能だと考えられます。 これらのことから，農地法第３条第２項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。 以上でございます。よろしくお願いします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして，ナンバー５３号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局	ナンバー53号でございます。〇〇から〇〇に参ります3条の所有権移転（贈与）でございます。 本案件は、農地の管理ができなくなった譲渡人の農地を譲り受けるものです。 譲受人は長年の農業経験があり、農機具は多数所有しております。農業には本人と家族が従事予定であり、水稻を栽培予定とのことです。申請地は〇畝程であり、農機具、労働力が十分に確保されていることから、耕作管理は可能だと考えられます。 これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。 以上でございます。よろしくお願いいたします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
〇番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手） 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー54号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー54号でございます。〇〇から〇〇に参ります3条の所有権移転（売買）でございます。 本案件は、農地の管理ができなくなった譲渡人の農地を譲り受けるものです。 譲受人は農地を取得することが初めてのため、営農計画書が提出されておりますが、農機具は複数所有しているとのことです。農業には本人のみが従事予定であり、水稻、野菜を栽培予定とのことです。申請地は〇反ほどありますが、地元と協力して農業をすることによって、農機具、労働力が十分に確保されていることから、耕作管理は可能だと考えられます。 これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。 以上でございます。よろしくお願いいたします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。

○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー55 号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー55 号でございます。〇〇から〇〇に参ります3条の所有権移転（贈与）でございます。 本案件は、農地の管理ができなくなった譲渡人の農地を譲り受けるものです。 譲受人は十数年の農業経験があり、農機具は多数所有しております。農業には本人のみが従事予定であり、水稻を栽培予定とのことです。申請地は〇畝程であり、農機具、労働力が十分に確保されていることから、耕作管理は可能だと考えられます。 これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。 以上でございます。よろしくお願いいたします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー56 号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー56 号でございます。〇〇から〇〇に参ります3条の所有権移転（売買）でございます。 本案件は、農地の管理ができなくなった譲渡人の農地を譲り受けるものです。 譲受人は数十年の農業経験があり、農機具は多数所有しております。農業には本人のみが従事予定であり、果樹を栽培予定とのことです。申請地は狭小であり、農機具、労働力が十分に確保されていることから、耕作管理は可能だと考えられます。 これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件

	はすべて満たしていると思われます。 以上でございます。よろしくお願いいたします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー57 号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー57 号でございます。〇〇から〇〇に参ります3条の所有権移転（売買）でございます。 本案件は、農地の管理ができなくなった譲渡人の農地を譲り受けるものです。 譲受人は農地を取得することが初めてのため、営農計画書が提出されておりますが、農機具は複数所有しているとのことです。農業には本人と家族が従事予定であり、水稻、野菜を栽培予定とのことです。申請地は〇畝ほどであり、農機具、労働力が十分に確保されていることから、耕作管理は可能だと考えられます。 これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。 以上でございます。よろしくお願いいたします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、議案第23号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、ナンバー6号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー6号でございます。〇〇によります4条の許可申請でございます。 申請地は〇〇地区の田〇筆、農地区分は第2種農地、転用目的は蓄電池設備設置用地及び進入路でございます。

	申請者は、申請地を系統用蓄電池設置用地及び進入路として利用したいとのことです。申請者は、所有地を全て検討しましたが、蓄電池設備の設置に必要な面積を確保でき、平地で比較的容易に工事に着工できる土地が、申請地及び同様の第2種農地しかなかったとのことです。 申請地は第2種農地ですが、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ると認められないと判断できるため、許可妥当であると思われます。 周囲の影響につきましては、盛土部分は十分に転圧するため、申請地からの流出はないと思われます。雨水は自然浸透させ、生活雑排水は発生しないため、排水については問題ないと思われます。また、設備の高さは約3.5mであるため、周囲の農地への日照・通風に影響はないと思われます。 以上でございます。 よろしく願いいたします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手） 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、議案第24号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、ナンバー18号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー18号でございます。〇〇から〇〇へ参ります、5条の所有権移転（売買）でございます。申請地は〇〇地区の畑〇筆、農地区分は第2種農地、転用目的は駐車場及び作業場でございます。 譲受人は、現在事業を営んでおり、隣地である〇〇地区〇番地を事業土地としているため、すぐそばの申請地を利用したいとのことです。 申請地付近の土地はすでに居住者がいる宅地や第2種農地しかない状態となっています。申請地は第2種農地ですが、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ると認められないと判断できるため、許可妥当であると思われます。 周囲の影響につきましては、隣地は事務所のみであるため、問題ないと思われます。雨水は自然浸透させ、生活雑排水は発生しないため、排水については問題ないと思われます。また、周囲に農地はないため、日照・通風についても問題ないです。 なお、本案件については、許可を得ることなく着工していたため、始末書が提出されております。 以上でございます。 よろしく願いいたします。

会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー19号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー19号でございます。〇〇から〇〇へ参ります、5条の賃貸借権設定(35年間)でございます。申請地は〇〇地区の田〇筆、農地区分は第3種農地、転用目的は貸小売店舗でございます。 借受人は、申請地を貸小売店舗として利用したいとのことです。申請地は、第3種農地であるため、許可妥当であると思われます。 周囲の影響につきましては、申請地の中央部を谷として、盛土部分の崩壊により隣接地へ土砂が流出しないようにするとのことであるため、問題ないと思われます。雨水は排水路及び沈殿枡を設け、水路に直接流入しないようにし、生活雑排水は公共下水道に接続するため、排水については問題ないと思われます。 また、周囲に農地はないため、日照・通風については問題ないです。 以上でございます。 よろしく願いいたします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、関連がありますのでナンバー20号、21号を併せて上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー20号、21号でございます。〇〇、〇〇から〇〇へ参ります、5条の所有権移転(売買)でございます。申請地は〇〇地区の畑〇筆、農地区分は第3種農地、転用目的は露天駐車場でございます。 譲受人は建設業を営んでおり、作業員の駐車場及び業務で使用する車両の中

	継地点として隣地〇〇地区〇番地ほかと一体で利用したいとのことです。 申請地は、第3種農地であるため、許可妥当であると思われます。 周囲の影響につきましては、申請地には敷砂利をし、隣接地へ土砂が流出しないようにするとのことであるため、問題ないと思われます。雨水は自然浸透させ、生活雑排水は発生しないため、排水については問題ないと思われます。また、建築物はないため、周囲の農地への日照・通風に影響はないと思われます。 以上でございます。 よろしく願いいたします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
〇番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、議案第25号「農用地利用集積等促進計画(案)の作成について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは説明にまいります。本計画案は、令和8年11月25日の公告予定で取りまとめております。地域計画内農地について、3～5年の設定対象筆数が3筆、設定対象面積が2,003㎡、設定対象人数が1人となっております。 これらの案件は、すべて農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第2項各号に定められております要件を満たしているものと考えます。 以上でございます。よろしく願いいたします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
〇番委員	〇〇地区については問題ありません。よろしくお願いします。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、報告第24号「解約証書の受理について」、報告第25号「農地法施行規則該当転用届について」、ですが、関係委員の皆さまには、今後の農地の活用について、ご指導のほどよろしくお願いいたします。 以上で議案としては終わりました。その他の案件で、事務局から何かござい

	ますか。
事務局	(1) 次回農業委員会 11月4日(水)午前9時30分から <u>第1会議室</u> (2) その他 ・次回申請書締切日 10月16日(金), 議案発送日 10月23日(金) ・火入れ条例の説明 それでは, 以上で本日の農業委員会は閉会いたします。皆さまどうもありがとうございました。